

「産業構造審議会知的財産政策部会」の新たな動き

副会長 石田 喜樹

始めに、去る7月8日、知的財産戦略本部会合において「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が決定されましたが、本部員の皆さんや推進事務局の方々の努力に敬意を表するものであります。日本弁理士会といたしましては、この推進計画にある施策の実現に向けて十分なサポートをしていく所存ですので、会員の皆さんのご協力をお願いいたします。

さて、日本弁理士会は、知的財産戦略本部の本部員に下坂会長を送り出しているのを始めとして各種の知財関連会議（例えば「司法制度改革推進本部の各検討会」や「産業構造審議会の各小委員会」等）に本会会員を派遣しています。先日これらの会員を一同に集めた報告会が開催されました。日頃は、各会員と正副会長会との情報交換に留まっておりましたので、横断的に意見交換でき、有意義な会議であったと思います。そんな中で、新に2つの会議が設置されましたのでご紹介します。

1つは「産業構造審議会知的財産政策部会特許小委員会・実用新案制度ワーキンググループ」であり、もう1つは「産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会」であります。

1. 「実用新案制度ワーキンググループ」（委員・石田／オブザーバー・樺澤特許委員会副委員長）

「実用新案制度WG」では、より魅力的な実用新案制度へ改正するために、

①権利を付与すべき対象の拡大／②権利の存続期間の延長／③出願変更、補正の緩和を含む特許制度との調和／④訂正の許容範囲の緩和、等を検討課題とし、今後、存廃論をも含めた検討がなされる予定です。

尚「産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会」は過去において審査請求手数料の改定を審議した会議で、現在は「特許戦略計画」や「職務発明」について検討中であり、本会からは大西副会長が委員として出席しています。

2. 「商標制度小委員会」（委員・古関商標委員会委員長）

「商標制度小委員会」では、ブランド戦略を効果的に進める商標制度のあり方について検討される予定です、

①識別性の有無を明確にした商標の定義／②「コンセント制度」の導入を含めた類似・混同範囲のあり方／③防護標章制度のあり方／④「小売業」のサービスマーク登録を含む商標区分の見直し／⑤団体商標制度の改善、証明標章制度の導入／⑥音声による使用を含む「使用」の定義の見直し、等が検討課題となっています。

いずれの会議も、配布資料や議事録等は特許庁のホームページに掲載されていますので、興味のある方はご覧いただき、ご意見があれば、それぞれ特許委員会、商標委員会にお寄せ下さい。